



各 位

平成 25年2月6日

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株 式 会 社 メ ン バ ー ズ
代 表 取 締 役 社 長 劍 持 忠
(コード番号：2130)
問い合わせ先:取締役兼常務執行役員 小峰 正仁
TEL 03-5144-0660

株式給付信託（J-E S O P）の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 15 日開催の当社取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。本日開催の当社取締役会において、本信託の設定時期、金額等の詳細について決定しましたので、お知らせいたします。

また、本制度の導入に伴い、当社は、現在保有する自己株式 156,800 株のうち 80,000 株（40 百万円相当）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決議いたしました（詳細につきましては、本日付けの「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい）。

1. 本信託の概要及び日程

- (1) 名称 : 株式給付信託（J-ESOP）
- (2) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (3) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること
- (4) 委託者 : 当社
- (5) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
- (6) 受益者 : 「株式給付規程」の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
- (7) 本信託契約の締結日 : 平成 25 年 3 月 1 日（予定）
- (8) 金銭を信託する日 : 平成 25 年 3 月 1 日（予定）（以下、「信託設定日」といいます。）
- (9) 本制度に係る「株式給付規程」の効力発生日 : 平成 25 年 3 月 1 日（予定）
- (10) 信託の期間 : 平成 25 年 3 月 1 日（予定）から信託が終了する日まで（終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。）

2. 本信託設定日において当社が信託する金額（予定）

40,880,000 円（予定）

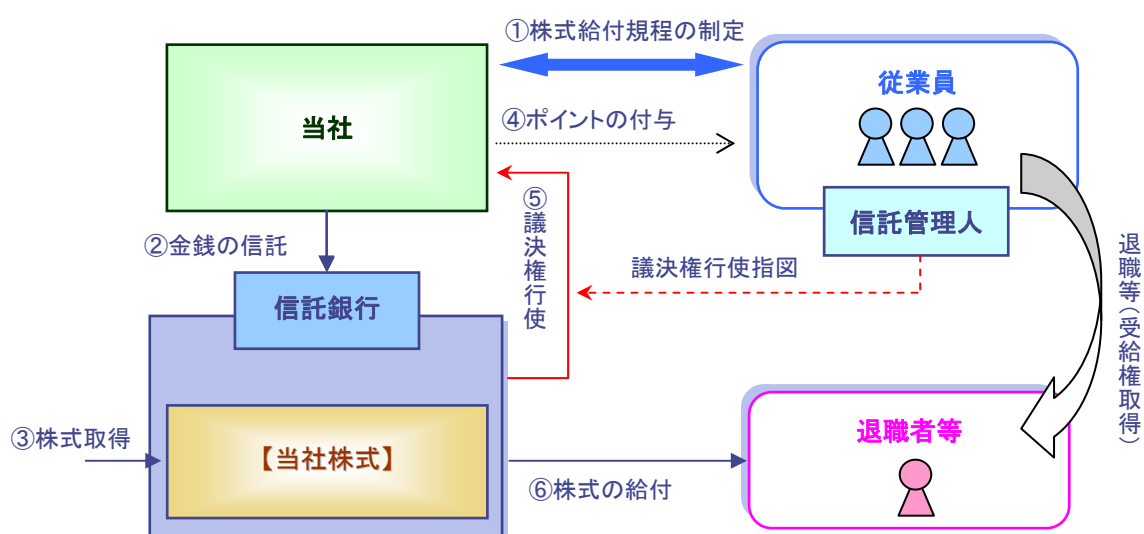
3. 本制度の概要（再掲）

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員に対し退職時等に当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続や慶事等に応じてポイントを付与し、当該従業員の退職時等に累積した付与ポイントに相当する当社株式を給付します。退職時等に給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

< 株式給付信託の概要 >



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、勤続や慶事等に応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、退職時等に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以上